

第6次

訓子府町

総合計画

(平成29年度～平成38年度)

～「ちょっといいね!」がたくさんあるまち くんねっぴ～

ダイジェスト版



はじめに

本町は、昨年、明治 30 年に高知県の北光社移民団の内 13 戸の方々が開拓の鍬を打ち下ろしてから 120 年を迎え、新たなる未来に向けて第一歩を踏み出し、4 月には子育て対策の一環として、幼保連携型の認定こども園「わくわく園」を開設したところです。

近年、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会の到来など大きく変化しており、今後ますます多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

開拓 120 年、地方自治法制定 70 年の節目の年に、国が課していた第 5 次までの総合計画策定とは異なり、初めて町が自主的に平成 29 年度から 10 年間の将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる「第 6 次訓子府町総合計画」を策定いたしました。

新しい計画では、過去から受け継いできた大切なもの、今ある貴重なものを守り、そしてこれから創る新しいものを育て、未来へつないでいくため、『ちょっといいね!』がたくさんあるまち「くねっぴ」をまちの将来像としました。

また、この将来像の実現を図るため、7 つの基本目標を設定し、特に重点的に取り組むべき施策については、「重点プロジェクト」として位置付け、各種施策に取り組んでいくとともに、住民一人一人が「住んでいて良かった」と思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、町民アンケート調査や車座トーク、まちづくりトークなどを通して貴重なご意見をいただきました住民の皆様、総合計画策定審議会、町議会、関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

訓子府町長

菊池一春



訓子府町民憲章（昭和 45 年 8 月 1 日制定）

美しい緑の野山につつまれ、常呂川の清い流れにそって、発展してきた訓子府町には、いまでも先人のたくましい開拓精神が生きています。

わたしたちは、いつまでも郷土を愛し、大きく伸びる訓子府の町民であることに誇りをもって、この憲章を定めます。

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

認定こども園「わくわく園」

総合計画とは？

みなさんは、自分たちの住む町に

「総合計画」という計画があることを知っていますか？

聞きなれない言葉かもしれませんが、とても大切な計画なんです。

総合計画って何だろう？



総合計画とは、まちづくりの基本となる大切な計画です

総合計画は、まちの将来像やそれを実現するための施策を明らかとし、次のような役割を担います。

(1) まちづくりの指針

住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進する上での、共有すべき指針としての役割を果たします。

(2) 行政運営の指針

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針としての役割を果たし、町の最上位計画として位置付けられるものとなり、訓子府町のすべての行政分野における計画の指針ともなります。

(3) 関係機関に向けた指針

国や北海道などの関係機関に向けて、本町のまちづくりの方向性を示す指針としての役割を果たします。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」の3層で構成します

(1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像およびそれを達成するための施策の大綱を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた町政の基本的な計画であり、施策の基本的な方向および体系を示すものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための事業計画であり、各年度の予算編成の指針となる計画です。

●重点プロジェクト

基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向け、特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。

《計画の構成概念図》



《計画の期間》



	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
基本構想 (10年)	→									
基本計画 (10年)	→									
重点プロジェクト (5年×2)	前期				後期					
実施計画 (3年ローリング)	→			→						



めざす将来の姿

1. まちの将来像

「うるおい・やすらぎ・活力に満ちた町をめざして」から20年、
「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」から10年、
少子高齢化や人口減少社会の本格的な到来など、
私たちを取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。
“くねっぶ”が今後も持続可能な地域社会を維持していくためには、
これまでの取り組みをさらに一歩進め、
まちの主役である住民一人一人が自立し、
お互いに少しずつ支え合い、助け合う中で、
それぞれが必要としていることに向き合いながら、
「ちょっといいね！」と思えるようなことを
たくさんつくっていこうという想いが大切です。
そんな積み重ねを“たくさん笑顔”につなげていくことを目指して、

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぶ

をまちの将来像とします。

2. 基本目標

将来像の実現に向けて、7つの基本目標を設定します。

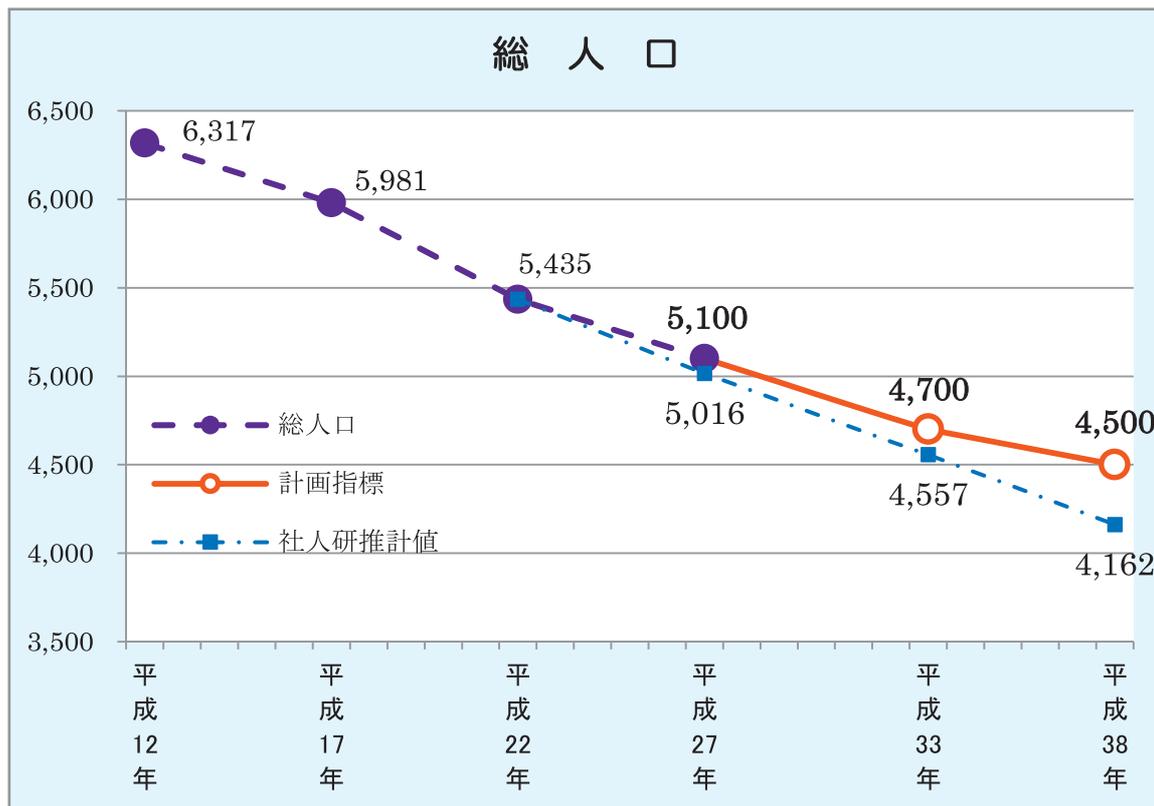
- 1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり
- 2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり
- 3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり
- 4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり
- 5 みんなが快適に暮らせる「基盤」を整えるまちづくり
- 6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり
- 7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり



3. まちづくりの将来指標

(1) 人口

本計画は人口減少の中にあっても、力強い産業の発展を軸に教育を中心とした子育て支援施策、住み続けることができる環境施策などの各種施策を推し進めながら人口減少を抑制することを目指し、計画最終年度における目標人口を4,500人に設定します。



※社人研推計値は国立社会保障人口問題研究所による平成17年、平成22年の国勢調査を基準とした推計値

※平成12年から平成27年までは国勢調査人口

※計画指標の平成33年、38年人口は、人口準移動数を平成32年に▲10人、平成37年に0人としてコーホート要因法による推計値

(2) 年齢区分別人口構成

本町の人口構成は、少子高齢化の進行により逆三角形形状に近づき、65歳以上の老年人口は平成32年をピークに微減に転じる人口減少の第2段階に入ります。

また、構成人口の多い団塊の世代が計画最終年には後期高齢者となることが予想されています。

	国勢調査実績値		目標値	
	平成22年	平成27年	平成33年	平成38年
総人口	5,435	5,100	4,700	4,500
0～14歳	660	616	550	530
15～64歳	3,079	2,654	2,290	2,190
65歳以上	1,696	1,830	1,860	1,780

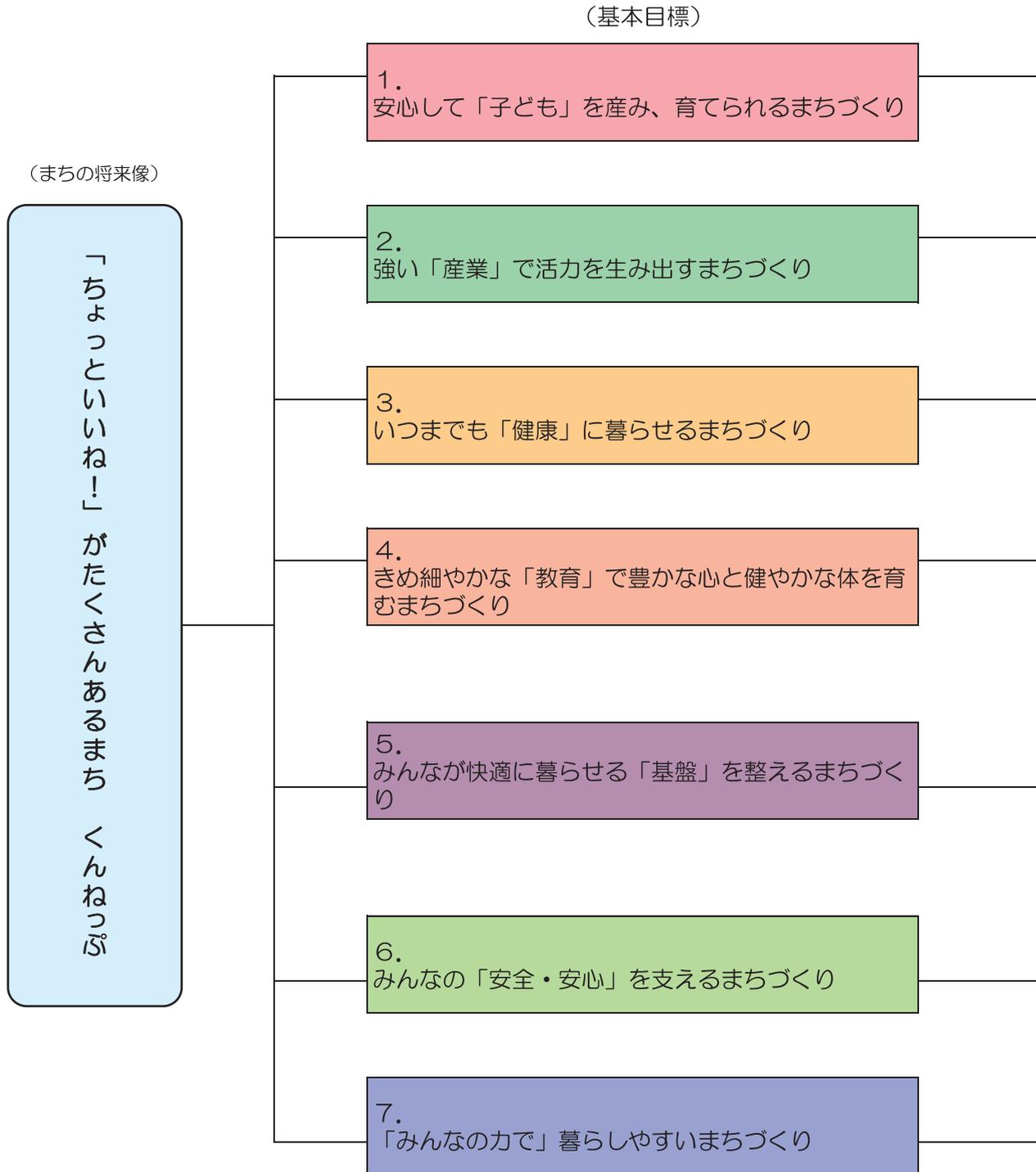


まちづくり施策の大綱

1. 施策の大綱

将来像の実現に向けて設定した7つの基本目標に対応して、施策の大綱を次のとおり体系化し、総合的かつ計画的に推進します。

< 施策の体系 >





(1) 子育て支援

(2) 認定こども園

(1) 農業

(2) 林業

(3) 鉱工業・企業立地

(4) 商業

(5) 観光

(6) 雇用・労働

(1) 地域福祉

(2) 高齢者福祉

(3) 障がい者福祉

(4) 保健・公衆衛生

(5) 医療

(6) 介護保険

(1) 学校教育

(2) 社会教育

(3) 文化芸術

(4) 図書館

(5) 社会体育

(1) 土地利用

(2) 道路

(3) 交通環境

(4) 河川

(5) 情報通信

(6) エネルギー対策

(7) 景観

(8) 定住促進

(9) 公園・緑化

(10) 水道

(11) 自然保護

(12) ごみ処理

(13) 環境衛生

(14) 葬斎場・墓地

(1) 防災

(2) 消防・救急

(3) 交通安全

(4) 防犯

(5) 消費生活

(1) まちづくり活動

(2) コミュニティ

(3) 男女共同参画

(4) 地域間交流

(5) 行政

(6) 財政



基本目標 1 安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり

(1) 子育て支援

- ①子どもを育てる環境整備 ②ひとり親家庭への支援
- ③子育て支援センター機能の充実
- ④児童センター機能の充実および放課後子ども教室の推進

(2) 認定こども園

- ①教育・保育環境の充実
- ②地域における子育て支援



基本目標 2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり

(1) 農業

- ①農業生産基盤整備の推進 ②農業経営の近代化と効率化
- ③畜産経営の効率化 ④農業後継者の育成
- ⑤魅力ある農業と理解される農業の確立 ⑥効率的な農地の利用
- ⑦付加価値対策 ⑧都市農村交流型農業の推進 ⑨共同利用模範牧場の運営

(2) 林業

- ①森林の保全と整備 ②森林空間の活用 ③町有林の育成 ④広域的な連携

(3) 鉱工業・企業立地

- ①鉱工業の振興 ②企業立地

(4) 商業

- ①商店街の活性化 ②担い手の育成支援 ③大型店と商店街の連携推進

(5) 観光

- ①交流人口拡大への取り組み
- ②地域資源のブランド化
- ③広域観光の振興

(6) 雇用・労働

- ①雇用対策 ②就業の支援
- ③勤労者福祉の充実



基本目標 3 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉

- ①地域福祉活動の充実 ②地域福祉推進体制の強化 ③福祉環境の充実
- ④低所得者への相談・支援などの充実

(2) 高齢者福祉

- ①福祉サービスの充実 ②地域包括ケアシステムの推進 ③社会参加の促進
- ④高齢者に優しい環境づくり

(3) 障がい者福祉

- ①障がい児支援の充実 ②障がいのある人への地域生活支援
- ③社会参加の促進

(4) 保健・公衆衛生

- ①健康づくりの推進 ②保健事業の推進 ③歯科保健対策の推進
- ④感染症対策の充実 ⑤難病対策の充実 ⑥精神保健対策の充実

(5) 医療

- ①地域医療体制の充実 ②包括的な医療の推進
- ③医療保険制度の周知・啓発 ④医療保険制度の適正な運用

(6) 介護保険

- ①介護保険サービスの提供 ②相談窓口体制の充実
- ③健康づくりと介護予防の推進 ④地域支援体制整備の推進
- ⑤健全な事業運営

基本目標 4 きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

(1) 学校教育

- ①確かな学力の育成 ②豊かな心と健やかな体の育成
- ③地域と連携した教育力の向上 ④学習環境の充実と安全教育の推進
- ⑤開かれた学校づくり ⑥食育事業の推進と魅力ある給食の提供
- ⑦学びのための教育環境の充実 ⑧訓子府高校の振興と存続

(2) 社会教育

- ①青少年教育の充実 ②成人教育の充実 ③高齢者の学習支援
- ④公民館の運営・整備 ⑤まちづくり活動との連携
- ⑥地域や関係機関・団体との連携

(3) 文化芸術

- ①文化芸術活動の推進 ②郷土学習の充実

(4) 図書館

- ①図書館施設の整備充実 ②図書館活動の充実

(5) 社会体育

- ①社会体育施設の整備充実 ②スポーツ活動の活性化



(1) 土地利用

- ①土地利用の推進 ②地籍調査事業成果の維持管理 ③公共用地の利用と確保

(2) 道路

- ①北海道横断自動車道の整備促進 ②道道の整備促進 ③町道の整備推進
④道路・橋りょうの適正な維持管理

(3) 交通環境

- ①交通環境の確保

(4) 河川

- ①河川の整備推進 ②河川の適正な維持管理 ③環境汚染の防止

(5) 情報通信

- ①地域情報化の充実

(6) エネルギー対策

- ①再生可能エネルギーの活用 ②省エネルギーの推進 ③温泉源泉の活用

(7) 景観

- ①自然景観の保全・活用

(8) 定住促進

- ①住宅の確保 ②移住・定住の促進

(9) 公園・緑化

- ①公園の充実 ②緑化の推進

(10) 水道

- ①安全な水道水の提供 ②災害対策の推進 ③経営基盤の強化

(11) 自然保護

- ①自然保護思想の高揚 ②自然環境の保全

(12) ごみ処理

- ①ごみの減量化・再資源化 ②廃棄物の適正管理 ③廃棄物処理施設の適正管理

(13) 環境衛生

- ①環境美化の推進 ②公害対策の推進
③し尿処理体制の充実 ④下水道の整備

(14) 葬斎場・墓地

- ①葬斎場の適正管理 ②墓地の整備



基本目標6 みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり

(1) 防災

- ①防災体制の充実 ②地域防災力の強化 ③国民保護計画に基づく体制整備
- ④治山治水事業の促進

(2) 消防・救急

- ①消防体制の充実 ②消防施設の充実 ③予防体制の充実 ④救急体制の充実

(3) 交通安全

- ①交通安全意識の高揚 ②交通安全環境の充実

(4) 防犯

- ①防犯意識の高揚
- ②関係機関・団体との連携強化
- ③防犯設備などの整備

(5) 消費生活

- ①消費者活動への支援
- ②消費生活相談体制の充実



基本目標7 「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり

(1) まちづくり活動

- ①まちづくりへの参加促進 ②まちづくりの人材確保
- ③協働のまちづくりの推進 ④郷土愛の醸成

(2) コミュニティ

- ①コミュニティの活性化

(3) 男女共同参画

- ①男女共同参画の推進

(4) 地域間交流

- ①姉妹町交流の推進 ②地域間交流の推進

(5) 行政

- ①行政運営の推進 ②職員力の向上
- ③広域行政の推進

(6) 財政

- ①財源の確保 ②財政運営の健全化
- ③特別会計および公営企業の健全運営
- ④町有財産の管理



重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの考え方

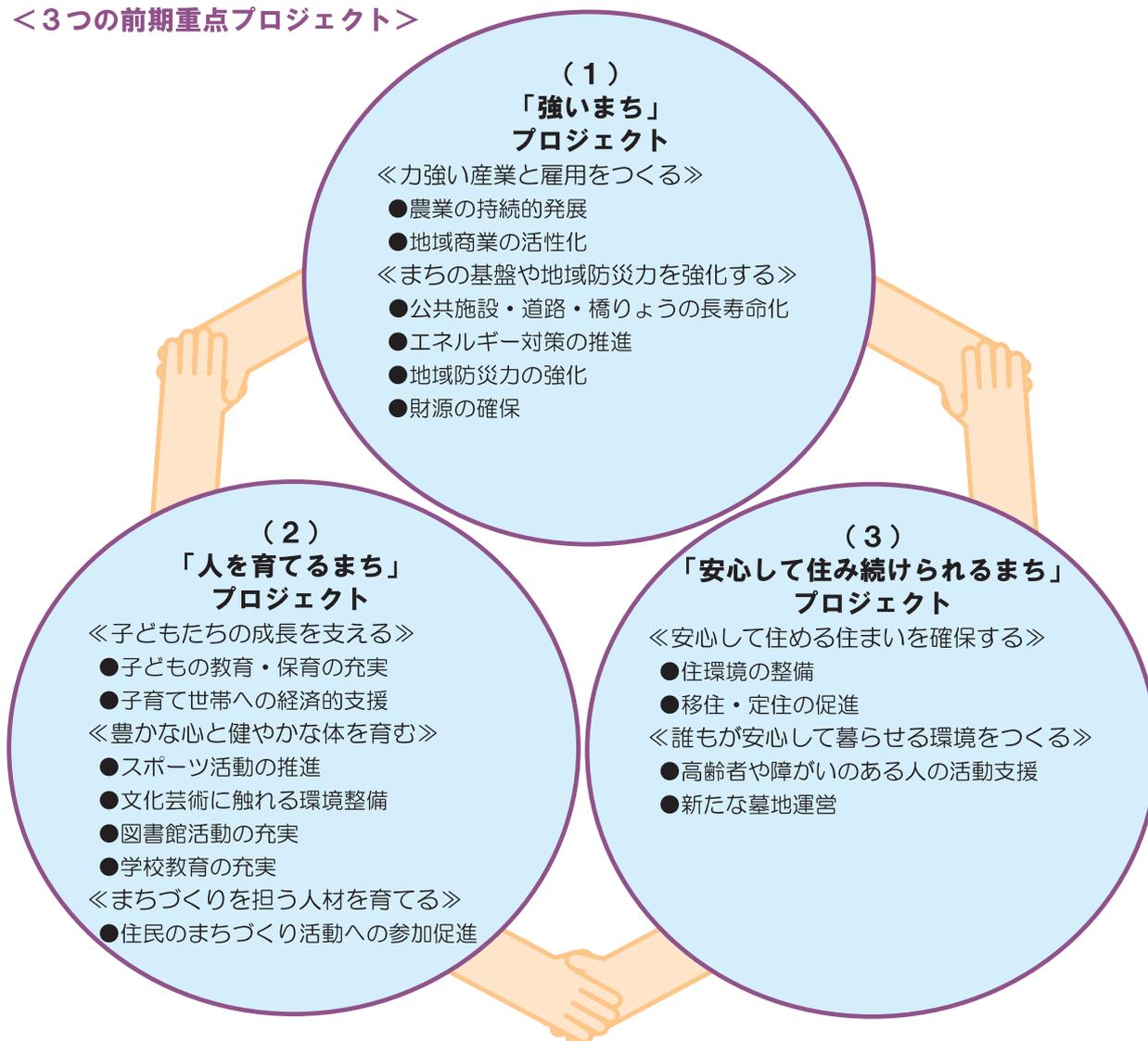
訓子府町基本構想では、まちの将来像を『「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷ』と定め、その実現に向け、7つの基本目標を設定しています。基本計画では、その基本目標に沿った44項目からなる分野別計画を策定しています。

分野別計画の中で、前期5年間（平成29年度～平成33年度）で特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策について、「前期重点プロジェクト」として位置付け、基幹産業である農業の持続的発展をはじめとした産業の活性化、社会資本整備や地域防災力の強化、子育て支援、教育活動の活性化を推進し、住まいなど誰もが安心して暮らせる環境を確保するなど、限られた経営資源を計画的かつ効果的に活用し、まちの将来像の実現を目指していきます。

2. 重点プロジェクトの構成

平成29年度から平成33年度までの前期5年間については、特に次の3つの重点プロジェクトを推進します。

<3つの前期重点プロジェクト>



3. 重点プロジェクトの内容

(1) 「強いまち」プロジェクト

本町を取り巻く環境が今後、より一層厳しさを増していくことが予想される中、まちの根幹を支える産業の振興や災害に強い体制づくり、財政基盤の強化などにより「強いまち」をつくり、まちを将来にわたって存続させます。

《力強い産業と雇用をつくる》

農業の持続的発展	<input type="checkbox"/> 農業生産基盤整備の推進（道営事業制度の活用）、畜産生産基盤整備の推進（畜産クラスター関連事業・公社営担い手対策事業の活用） 2-1-1 * 2-1-3 <input type="checkbox"/> 新規就農者・後継者の営農技術、経営への支援 2-1-4 <input type="checkbox"/> 特産園芸作物（メロンなど）の作付維持、技術伝承 2-1-2 <input type="checkbox"/> 町内研究機関との連携による農業生産技術の開発 2-1-4
地域商業の活性化	<input type="checkbox"/> 商店街活性化に向けた自主的な取り組みへの支援 2-4-1 <input type="checkbox"/> 店舗に関する支援（新規出店、店舗改修、空き店舗活用） 2-4-1 <input type="checkbox"/> 地元企業への就業促進（企業や就業者への支援） 2-4-2 2-6-1 <input type="checkbox"/> 地域企業との情報交換、連携強化 2-3-2

《まちの基盤や地域防災力を強化する》

公共施設・道路・橋り よりの長寿命化	<input type="checkbox"/> 公共施設・道路・橋りよりの長寿命化修繕の推進 5-2-4 7-5-1
エネルギー対策の推進	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用（公共施設における活用、導入家庭・事業者への支援）、省エネルギーの推進（LED照明の活用など） 5-6-1 5-6-2
地域防災力の強化	<input type="checkbox"/> 実践的な防災訓練・避難訓練の実施 6-1-2 <input type="checkbox"/> 住民の自主的な防災活動への支援 6-1-2
財源の確保	<input type="checkbox"/> ふるさとおもいやり寄付事業の推進（財源確保、町のPR） 7-6-1

※ 2-1-1 ～「基本目標2 強い「産業」で活力を生み出すまちづくり、(1) 農業、①農業生産基盤整備の推進」に含まれることを意味します。



(2) 「人を育てるまち」プロジェクト

人口減少と少子化が本格的に進行する中、安心して子育てできる環境づくりや豊かな心と健やかな体の育成、まちづくりを担う人材の育成など「人を育てるまち」をつくります。

《子どもたちの成長を支える》

子どもの教育・保育の充実	<input type="checkbox"/> 認定こども園の機能充実（希望するすべての子どもが入園できる体制、食育の推進、小中学校との連携強化など） 1-2-1 1-2-2 <input type="checkbox"/> 子育て支援センター・児童センターの機能充実 1-1-3 1-1-4
子育て世帯への経済的支援	<input type="checkbox"/> 多子世帯の認定こども園保育料の負担軽減 1-2-1 <input type="checkbox"/> 任意予防接種費用・中学生までの医療費助成 1-1-1

《豊かな心と健やかな体を育む》

スポーツ活動の推進	<input type="checkbox"/> スポーツセンターの建て替え、運営充実（誰もが気軽にスポーツに親しめる施設の実現） 4-5-1
文化芸術に触れる環境整備	<input type="checkbox"/> パブリックアートによるまちづくり事業の推進 4-3-1
図書館活動の充実	<input type="checkbox"/> 誰もが読書を楽しめる環境の整備（機能充実、施設整備の検討） 4-4-1 4-4-2
学校教育の充実	<input type="checkbox"/> 学校・家庭・地域が連携するコミュニティ・スクール導入の検討 4-1-5 <input type="checkbox"/> 地元高校への支援対策の充実 4-1-8

《まちづくりを担う人材を育てる》

住民のまちづくり活動への参加促進	<input type="checkbox"/> 広聴活動の充実（まちづくり推進会議・車座トーク・夜間町長室など） 7-1-1 <input type="checkbox"/> 住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援（まちづくりパワーアップ特別対策事業） 7-1-1
------------------	---

(3) 「安心して住み続けられるまち」プロジェクト

住み慣れたまちで自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができ、町外からも人を呼び込めるよう、住まいなど安心して暮らせる環境を確保し、誰もが「安心して住み続けられるまち」をつくります。

《安心して住める住まいを確保する》

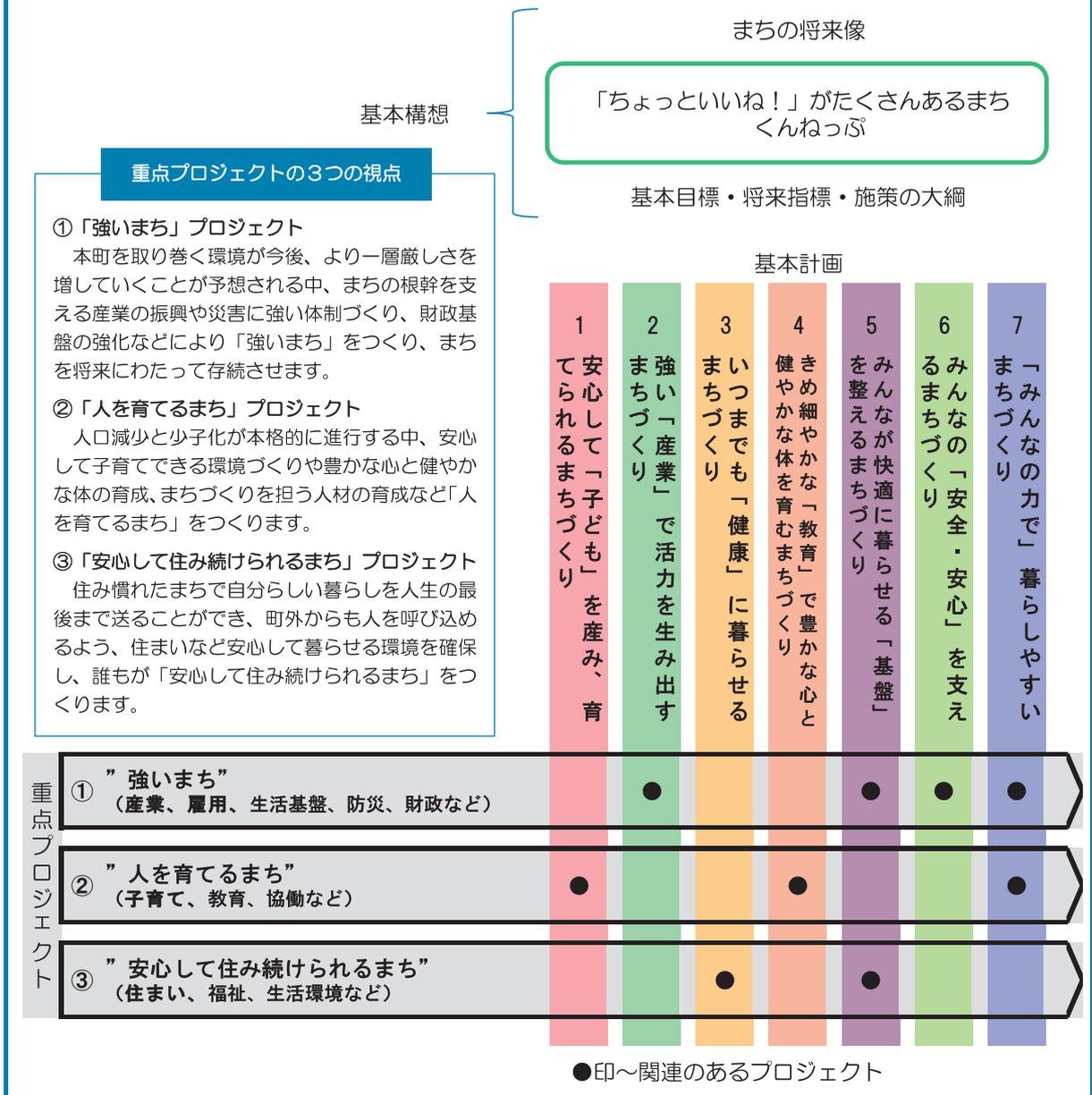
住環境の整備	<input type="checkbox"/> 空き家の有効活用（空き家バンク制度の活用） 5-8-1 <input type="checkbox"/> 民間活力を活用した賃貸住宅の確保 5-8-1 <input type="checkbox"/> 一般住宅のリフォームに対する支援 5-8-1 <input type="checkbox"/> 高齢者向け住まいの充実 3-2-1
移住・定住の促進	<input type="checkbox"/> 空き家を活用する移住者・定住者への経済的支援 5-8-1 <input type="checkbox"/> 移住者の受け入れ体制の整備（田舎暮らし体験・お試し居住・2地域居住などの導入検討） 5-8-2

《誰もが安心して暮らせる環境をつくる》

高齢者や障がいのある人の活動支援	<input type="checkbox"/> 高齢者や障がいのある人の足の確保（路線バス・ハイヤー利用支援） 5-3-1 <input type="checkbox"/> 障がい者施設（グループホームなど）との連携 3-3-2
新たな墓地運営	<input type="checkbox"/> 共同墓地（合葬墓）の設置 5-14-2



重点プロジェクトと基本構想および基本計画との関係



【町章】

外回りの「北」は北海道と北見地方をあらわし、中央の「訓」は、町名頭文字。

5個の円を組み合わせ、相互協力をあらわす。

(昭和26年11月1日 町制施行時に制定)



【町木】
オンコ



【町花】
エソムラサキツツジ



第6次訓子府町総合計画

(平成29年度～平成38年度)

ダイジェスト版

発行年月 平成29年3月

編集・発行 訓子府町企画財政課

〒099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地

TEL 0157-47-2115 FAX 0157-47-2600

印刷・製本 有限会社 八島印刷